

第177回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第2号

平成31年2月5日かすみがうら市農業委員会告示第2号をもって、平成31年2月12日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第177回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成31年2月12日(火) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 欠席	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 欠席	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

1番 栗山 千勝 7番 貝塚 光章

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 局長補佐 山本 好徳
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

6番 飯田 敬市 8番 井坂 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号 現況証明願の交付決定について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
議案第14号 遊休農地の非農地判断について
- ⑥ その他

8 閉会

午後2時55分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第177回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、会議規則第4条により、1番 栗山 千勝委員、7番 貝塚 光章委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願い致します。</p>
議 長	<p>齊藤会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、6番 飯田 敬市委員、8番 井坂 孝雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第4号、第5号、第6号、第7号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4番 外塚委員	<p>2月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本委員と飯田委員と私 外塚の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは、説明いたします。 番号1番は、●●学校より約600m南東に位置する田1筆および約700m東に位置する田1筆の合計2筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたしました。水稻を作付する計画です。 番号2番は、●●の●●公園より約500m東に位置する田1筆および約400m南東、●●川沿いの田1筆の合計2筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたしました。水稻を作付する計画です。 番号3番は、●●の●●公民館より約500m南東に位置する田になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りま</p>

した。水稻を作付する計画です。
番号4番は、●●の●●より約100m南に位置する畑になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は法人として新規参入し、サツマイモの生産量を上げるため今回の申請に至りました。サツマイモを作付する計画です。
番号5番は、●●の●●より約300m南東に位置する畑になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。サツマイモを作付する計画です。
番号6番、7番は、譲受人が同一なので併せて報告いたします。●●の●●の西側の畑1筆、約400m南西に位置する畑1筆、約100m北に位置する畑1筆、約300m東に位置する畑2筆、約200m南に位置する田1筆、約200m南東に位置する田1筆および約400m北東に位置する畑の合計8筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されていました。申請人は、両親が高齢のため後継者として贈与を受けるため、今回の申請に至りました。田はレンコンを、畑はゴボウを作付けする計画です。
番号8番は、●●の●●公民館より約400m南西に位置する畑と、約600m南西に位置する畑の合計2筆になります。現況は、雑草等が繁茂している状況でした。申請人は父より農地の贈与を受けるため、今回の申請にいたりました。ネギを作付する計画です。
以上、番号4番については農地法第3条第3項の要件を満たし、残りの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番及び番号7番は、譲受人が同一人でありますので、一括審議とします。 番号6番、番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番、番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●より約300m北に位置し、第2種農地と判断しました。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。なお、番号3番については、3番 海東 功委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により、退席願います。 (3番 海東 功委員 退席)
議 長	それでは、番号3番について、先に審議いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本委員	図面番号4番をご覧ください。 番号3番は、●●の県道沿いにある●●より約250m北東に位置する畑で、こちらは農振農用地となります。現況はきれいに管理されていました。申請人は、隣接で老人ホーム建設工事を請け負っており、一時的に作業員用の駐車場が必要なため、今回の申請に至りました。転用期間は10か月間で、工事完了後は鉄板等を撤去し農地へ復元するため、一時転用による周辺農地への影響はないと判断しました。農振農用地ですが、一時転用なので不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	3番 海東 功委員の入室をお願いします。 (3番 海東 功委員 入室)
議 長	それでは、議案審議を続けます。 事務局より、番号1番及び番号2番について、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

5番 塚本委員	<p>説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番は、●●センターより約300m南東に位置し、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号2番は、先ほどの番号1番の隣接です。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第10号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6番 飯田委員	<p>説明いたします。図面番号5番をご覧ください。 番号1番は、●●より約500m北東に位置します。こちらは、平成6年以前より、屋敷への進入路として使用しており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号6番をご覧ください。 番号2番は、●●より約250m北西に位置します。こちらは、平成6年頃から、隣接で申請人が営む自動車整備工場の車両置場として使用しており、現在も同様になっておりました。現況も申請どおりとなっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号3番は、●●の●●より約250mおよび約400m南東に位置します。地番145-4は昭和56年頃より竹林となっており、地番165-7は平成6年より雑木・篠が繁茂した原野となっており、現況も申請どおりになっていることから証明しても問題ないと判断しました。</p>

	以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしくお願い致します。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第10号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。13ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で44件。面積は、151,829㎡です。その内、新規31件で主な作物は水稻・レンコン・野菜となります。再設定は13件で、主な作物は水稻・レンコンとなります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。

	事務局より説明をお願いします。
事務局	21ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件、面積3,064㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	23ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より、平成31年1月25日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が1件、面積が3,064㎡です。 内容につきましては、議案第12号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第14号 遊休農地の非農地判断について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。24ページをご覧ください。 農林水産省経営局長及び農村振興局長連名で平成21年12月11日付けで通知された農地法の運用について、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いの通知に基づき、一覧の農地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの審議を求めるものです。

	<p>一覧の土地は、昨年6月から9月にかけて調査した、農地法第30条に規定された農地利用状況調査において、農地への復元が著しく困難と判断したB分類の農地かつ一昨年の利用状況調査においてもB分類と判断されている農地となります。</p> <p>これらの土地が総会にて非農地と判断されましたら、土地所有者・かすみがうら市・法務局等の関係機関に対してその旨を通知し、農地台帳の整理を行い、本年以上の利用状況調査において、調査対象から除外されることになります。</p> <p>また、所有者へ送付する非農地の通知により、法務局で登記地目の変更が可能となります。</p> <p>なお、該当の土地は、全体で730筆、面積は、683,364㎡です。内訳は、台帳地目田が160筆、面積116,780㎡、台帳地目畑が570筆、面積566,584㎡です。</p> <p>なお、税務課へ情報提供を予定しておりますが、すぐに課税地目が変わるものではありません。農業委員会が提供する情報を基に税務課が調査を行い、その後に課税地目に変更されるという流れになります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第14号 遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。</p>
宮本推進委員	<p>先ほどの3条許可の番号8番の件で、●●さんは、こんなに土地、58アールはないと思うのですが、いかがですか。</p>
事務局	<p>●●さんにつきましては、17ページにございますように、利用権を設定しております。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>次に、来月の総会は、3月11日(月)午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、海東 功委員、貝塚 光章委員、井坂 孝雄委員です。</p> <p>日時は、3月4日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。</p> <p>よろしくをお願いします。他に事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>①農地利用最適化推進業務活動について</p> <p>②平成30年度 新・農地を活かし担い手を応援する運動推進大会について</p> <p>③人・農地プラン座談会について</p>
議 長	<p>只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>以上をもちまして、第177回総会を開会いたします。</p> <p>長時間にわたり慎重審議大変ご苦勞様でした。</p> <p>(午後2時55分閉会)</p>